

「自治体 AI クラウド化検討会」開催要綱

1 目的

「地方公共団体における AI 活用に関する調査研究」について、専門的かつ中立的な意見を聴取するため、外部有識者により構成される「自治体 AI クラウド化検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2 事務

検討会は、以下の各事項について、総務省に対して意見を述べることを事務とする。総務省は、検討会の意見を参考にするものとする。

- (1) 「地方公共団体における AI 活用に関する調査研究」の提案公募における調査実証グループの選考及び調査実証グループに対する必要な助言等
- (2) 地方公共団体がクラウド AI を活用する際のインプットデータの取扱いの在り方及び民間事業者が提供するクラウド AI が備えるべきセキュリティ要件等の規格に関する検討
- (3) 「地方公共団体におけるデータ利活用に関するガイドブック」（平成 30 年 6 月総務省策定）の改定内容についての検討

3 検討会の構成等

- (1) 検討会は、外部有識者から選定された構成員により構成する。
- (2) 検討会の構成員は、別添 1 のとおりとする。
- (3) 構成員の任期は、構成員を承諾した日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。
- (4) (3) の規定にかかわらず、構成員は、本人の申出に基づき、構成員を辞任できるものとする。
- (5) (3) の規定にかかわらず、構成員としての任務遂行に十分な能力を有していないと認められる場合、社会的な規範に照らして不適切な資質や行為が明らかになった場合など、構成員にふさわしくないと合理的・客観的に判断される場合に限り、特に本人の了解を得ずとも、総務省は、構成員の任命を取り消すことができるものとする。

4 構成員に対する遵守規定

- (1) 構成員は、別添 2 に掲げる利害関係にある提案者（以下「利害関係者」という。）の提案の評価を行うことはできない。ただし、構成員が利害関係者の提案を評価することについて、総務省がその公平性を認める場合には、この限りでない。
- (2) 構成員は、検討会以外の場において、他の構成員や提案者に対し、情報又は示唆を与えるような直接的な働きかけ又は間接的な働きかけを一切してはならない。
- (3) 構成員は、(1) 又は (2) の規定に抵触する行為を行うおそれがあるときは、

速やかに庶務担当に報告しなければならない。

- (4) 構成員は、構成員として知り得た秘密を漏らしてはならない。構成員を辞した後も同様とする。
- (5) 構成員は、評価の過程で知り得た他人の着想等及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことを行ってはならない。構成員を辞任した後も同様とする。
- (6) (1) から (5) までの規定に違反が認められた場合、総務省は構成員の任命を取り消すことができる。
- (7) (6) の規定によるほか、その内容が著しく悪質と認められる場合は、総務省はその経緯等に関する情報を公開することができる。

5 検討会等の公開について

検討会の議事及び配付資料その他の関連資料は、原則として非公開とする。

6 その他

- (1) 検討会の庶務は、総務省情報流通行政局地方情報化推進室が行う。
- (2) その他必要な事項は、検討会において定める。

「自治体 AI クラウド化検討会」構成員

(50音順)

氏 名	役 職 等
板倉 陽一郎	ひかり総合法律事務所 弁護士
大高 利夫	藤沢市 総務部 情報政策担当参与
大山 水帆	戸田市 総務部次長 兼 情報政策統計課長
楠 正憲	Japan Digital Design 株式会社 CTO 内閣官房 政府 CIO 補佐官
友岡 史仁	日本大学法学部 教授
三木 浩平	内閣官房 政府 CIO 補佐官

構成員と利害関係にある提案者とは次の者をいう。

- 1 構成員が参画する事業を提案する者
- 2 構成員が所属する組織が参画する事業を提案する者
ただし、構成員が所属する組織が大学である場合には、構成員と同じ学部、研究科、センター等（構成員が理事等の統括的な立場である場合には、その担当分野）に所属する教授等が参画する事業を提案する者とする。
- 3 構成員が実施する、又は関与する営利事業と市場において直接競合することが自明である者
- 4 構成員が所属する、又は密接に関係する営利を目的とする組織と市場において直接競合することが自明である者
- 5 構成員と実施責任者又は代表責任者が以下の関係にある者
 - (1) 債権債務関係
 - (2) 親族関係
- 6 1 から 5 までに掲げる者のほか、構成員が自ら密接な利害関係にあると判断する者